

(別紙)

- 「地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について」(平成 20 年 2 月 26 日障地発第 0226001 号・障障発第 0226001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長・障害福祉課長連名通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p>障地発第 0226001 号 障障発第 0226001 号 平成 20 年 2 月 26 日 <u>最終改正障企自発 0329 第 3 号</u> <u>障障発 0329 第 8 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課地域生活支援室長 障害福祉課長</p> <p>地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について</p> <p>平成 20 年 2 月 14 日政令第 25 号をもって地方自治施行令の一部を改正する政令が公布され、同年 3 月 1 日から施行することとされたところである。本政令の内容は、地方公共団体又は地方公営企業が随意契約することができる範囲に、地方公共団体の規則(地方公営企業については「管理規定」。)</p>	<p>障地発第 0226001 号 障障発第 0226001 号 平成 20 年 2 月 26 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課地域生活支援室長 障害福祉課長</p> <p>地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について</p> <p>平成 20 年 2 月 14 日政令第 25 号をもって地方自治施行令の一部を改正する政令が公布され、同年 3 月 1 日から施行することとされたところである。本政令の内容は、地方公共団体又は地方公営企業が随意契約することができる範囲に、地方公共団体の規則(地方公営企業については「管理規定」。)</p>

で定める手続きにより、障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合を追加するものであるので、管内市町村、関係団体、障害者就労施設等を経営する社会福祉法人等に周知されるとともに、契約担当部局とも連携を図り、左記の事項に留意の上、適切に運用されるよう、配慮されたい。

なお、本政令の公布に際し、別添のとおり総務省自治行政局長より各都道府県知事あて通知されたところであるので念のため申し添える。

記

- 1 平成 18 年より、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行され、障害者が地域で自立した生活を営むことができる社会を目指し、障害者の就労支援を積極的に推進していくこととしているところであるが、このような中、障害者就労施設等への業務発注が減少傾向にある等の状況にかんがみ、良質で安定的な仕事の確保を図るため、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携の上、その取組について配慮されたいこと。

2～4 （略）

で定める手続きにより、障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合を追加するものであるので、管内市町村、関係団体、障害者就労施設等を経営する社会福祉法人等に周知されるとともに、契約担当部局とも連携を図り、左記の事項に留意の上、適切に運用されるよう、配慮されたい。

なお、本政令の公布に際し、別添のとおり総務省自治行政局長より各都道府県知事あて通知されたところであるので念のため申し添える。

記

- 1 平成 18 年より、障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で自立した生活を営むことができる社会を目指し、障害者の就労支援を積極的に推進していくこととしているところであるが、このような中、障害者就労施設等への業務発注が減少傾向にある等の状況にかんがみ、良質で安定的な仕事の確保を図るため、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携の上、その取組について配慮されたいこと。

2～4 （略）